

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 4 日現在

機関番号：37503

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530212

研究課題名(和文) イスラム金融仲介様式・審査モニタリング構造の制度的分析

研究課題名(英文) Studies on the institutional settings of the Islamic mode of financial intermediation and credit monitoring

研究代表者

鈴木 泰 (SUZUKI, Yasushi)

立命館アジア太平洋大学・国際経営学部・教授

研究者番号：00350752

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：バングラデシュ・グラミン銀行に見られるマイクロファイナンス金融仲介様式と同国イスラム銀行の審査・金融仲介様式との比較分析を行い、インフォーマルな制裁制度が、それぞれの審査モニタリングコストを一定限度に保っている構造を指摘した。イスラム金融取引に見られるガラル(Gharar)の禁止原則(不確実性の高い取引・契約の禁止)を、ポスト・ケインズ派の視点からの解釈を提示した。イスラム銀行は、一般商業銀行に比べ、その収益構造は損益分担方式(PLS)の下、不確実性に晒されており、その特有リスク・不確実性をカバーする収益(レント)を必要とするという「イスラム・バンクレント」という新しい概念を提案した。

研究成果の概要(英文)：This research conducted a comparative study on institutional settings of the Grameen bank mode of microcredit and the Islamic mode of monitoring and financial intermediation in Bangladesh, pointing out the respective informal sanction mechanisms which may have contributed to limiting the cost of screening and monitoring in both of the two modes. This research also provided a theoretical framework for understanding the Islamic prohibition of Gharar (prohibition of contracting under conditions of excess uncertainty) from a Post-Keynesian perspective. Islamic banks in general are exposed to fundamental uncertainty compared to conventional banks, because Islamic banks' profit base is under the profit-loss sharing (PLS) agreement. This research proposed a new concept of "Islamic Bank Rent" to be captured by Islamic banks to compensate the peculiar risk and uncertainty to which they are exposed.

研究分野：比較金融制度論

キーワード：イスラム金融制度 ガラル禁止原則 イスラム銀行 金融セクターレント バングラデシュ インドネシア グラミン銀行 インフォーマル制度

1. 研究開始当初の背景

(1) イスラム金融商品・金融契約の特徴については、伝統的商業銀行貸付との比較研究及び体系化が進められてきている。しかし、イスラム金融仲介様式が有する合理的基盤について制度的分析を行った文献は極めて限られていた。特に、同様式が有する信用リスク審査モニタリングのインセンティブや、モラルハザードを避けるための制裁メカニズムに分析の光を充てる研究は限られていた。

(2) 日本の金融制度は、米国型の「ルール重視型」金融制度およびパーゼル規制重視型金融制度への転換を目指したが、その制度転換は、中堅中小企業への資金仲介が滞る等の、金融停滞をもたらしていた。また、米国型には、資本収益率が高まることによる、金融業と製造業従事者間との所得格差、および富を持つものと、持たないものとの更なる保有資産格差の拡大等、多くの課題が見られた。「倫理」や「信頼」をいかに競争・利益追求に持ち込むか。経済効率性と倫理・公平性とは両立できるものなのか。経済・金融のグローバル化が進む中、アジア及びイスラム金融市場の役割も増してきており、同金融仲介様式に見られる倫理・制度的特徴を吟味し、健全な金融資源仲介を促進しつつ、格差是正にも配慮する金融制度・金融仲介様式を巡る議論を提起したいと考えるに至った。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、イスラム金融仲介様式を支える制度的構造を、制度(ルール)がどのような「インセンティブ」および「制裁」「拘束力」を創り出しているかの観点から、主として制度経済学的手法により分析の光を充てることを目的とした。

(2) 本研究は、イスラム金融に見られる倫理・制度的特徴を吟味し、金融危機を回避する処方箋として、新たな金融制度・金融様式を提案することを目的とした。

3. 研究の方法

(1) イスラム金融における各経済主体別の、投資への「インセンティブ」を与える制度的取りきめ(A)および、オポチュニスティックな行動を抑制する「制裁」への脅威を与える制度的取りきめ(B)の特徴を整理する方法をとった。

(2) 特に、本研究では、下記経済主体別に対する制度的取りきめに注目した。

預金者行動(資金を、伝統的商業銀行ではなくイスラム金融機関に預ける経済行動): 上記取りきめ(A)に関わる、a. シャリア法遵守の投資への選好[後葉発表論文]、b. 期待利益をもたらすイスラム金融機関の資金運用能力への信頼[発表図書]、c. (固定

金利ではないものの)事実上固定収入を得る機会[発表論文]。上記取りきめ(B)に関わる、d. イスラムシャリア法が唱える倫理[発表論文]。

イスラム金融機関行動(金融仲介の役割を担い、信用リスクを取る経済行動): 上記取りきめ(A)に関わる、a. ビジネス機会(利益追求)[発表論文 および発表図書]。上記取りきめ(B)に関わる、b. イスラムシャリア法の倫理[発表論文]、c. 資金調達におけるリスク回避選好預金の割合[発表論文 および]。

借り手(企業)行動(イスラム金融機関から資金調達を行う経済行動): 上記取りきめ(B)に関わる、a. イスラムシャリア法の倫理[発表論文]。

上述の各制度取りきめにおける実効性を、現地(主としてバングラデシュとインドネシア)における各経済主体からのヒアリングやインタビューを含むデータ収集と定性分析で測り、加えて、他の一般商業銀行やマイクロ金融機関の貸付動向・パフォーマンスとの定量的比較分析を行った。

4. 研究成果

(1) 本研究成果として、バングラデシュ・グラミン銀行に見られるマイクロファイナンス金融仲介様式と同国イスラム銀行の審査・金融仲介様式との比較分析が挙げられる。そこでは、イスラム様式には、シャリア(イスラム規範)倫理を尊ぶムスリム共同体、グラミン銀行審査様式には、*gushtis* と呼ばれる親族・同族を基盤とする共同社会に見られるインフォーマルな制裁制度・拘束力があり、それぞれの審査モニタリングコストを一定限度に保っている構造があること、ムスリム預金者は、金融資産選好において「リスク回避型」であり、その選好が、同国イスラム銀行の保守的審査方針を促し、結果として低い不良債権比率を維持させている構造が窺えること、イスラム銀行は、社外シャリア監督委員会、グラミン銀行は、資金提供ドナーからの強い監督を受けていること、そのことが、一般商業銀行に比べ、信用リスク審査に慎重な貸出方針を促している面があること、グラミン銀行は、主として農村の個人事業者を、イスラム銀行は、都市部の企業向けの貸出を行っており、それぞれが別々の市場を有している一方で、グラミン銀行のマイクロ金融を卒業しつつある個人事業者を更に育てる(イスラム銀行に引き継ぐ)ような仕組みは現状では見られないこと、を指摘した[発表論文]。

(2) また、インドネシアにおけるイスラム銀行とのインタビューを通じて、イスラム金融取引に見られるガラル(*Gharar*)の禁止原

則（不確実性の高い取引・契約の禁止）を、ポスト・ケインズ派理論から、どのように解釈できるかの研究を行ない、イスラム銀行の審査・金融仲介に見られる一つの構造的特徴を明らかにした。

イスラム経済取引では、不確実性の高い取引・契約を無効にする原則がある。判例は、ある程度の不確実性を「必要悪」として許容し、過度な不確実性をガール原則に照らし無効とするが、その線引きを必ずしも明示していない。一方、ケインズおよびポストケインズ派は、投資に付随する不確実性（uncertainty）に挑戦するアニマルスピリット（血気）が事業（enterprise）に向けられる場合と、投機（speculation）に向けられる場合とを区別し、前者に対しては肯定的、後者に対しては警戒あるいは否定的な見解をとっている。

	事業への血気		投機への血気	
	不確実性：		不確実性：	
	低	高	低	高
ポスト・ケインズ派	肯定的	肯定的	許容	警戒 or 否定的
イスラム金融様式	許容	警戒 or 許容？	許容	否定的

それぞれの見解を上表のように整理し、不確実性は高いものの、投機的なものではなく「事業」への投資に挑戦する血気をイスラム金融様式においてどう解釈できるかという視点を提供した。そうした視点からみた、インドネシア・イスラム銀行の審査貸出方針に内在する課題を指摘した。この視点を提示した論文[発表論文]は査読を受け、その後、Emerald 出版社より、2013 年度の A commended paper として表彰を受けた。

(3) 研究過程において、イスラム銀行が、一般商業銀行と比較して、高い収益性を維持している一方で、比較的信用リスクの低いムラバハ（murabaha）と呼ばれる取引（購入代金を立て替え、品物を貸渡し、販売に応じて代金を回収する貿易・商業金融）を選好する極めて保守的な審査・貸出傾向（「ムラバハ症候群」と呼ばれる）- ハイリスク・ハイリターン原則からすれば一見矛盾する現象 - に直面した（特にバングラデシュおよびマレーシア）。そこで、ムラバハ症候群が発生するメカニズムを、バンクレント（金融セクターが捕捉する超過利潤）理論の観点から分析することを思いついた。一般商業銀行が捕捉するバンクレント機会に加えて、イスラム銀行が捕捉する特有のレント（研究代表者はこれを「イスラム・バンクレント」と定義）の合理性とその構造的課題を分析したいと考えに至った。

イスラム銀行は金利を付すことは許されない（リバ[riba]の禁止原則）。しかし、各行それぞれが、ケインズの言う「資本の限界効率表」（Schedule of Marginal Efficiency of Capital）に従い、資本調達コストと資本運用との差額（運用スプレッド=収益）を最大化しようとするという前提から、その損益分担方式（Profit-Loss Sharing: PLS）に基づく期待スプレッド・マージンには、一般商業銀行が捕捉しているのと同じように、各借手手の信用リスクを反映したリスクプレミアムが反映しているものと仮定する。加えて、イスラム銀行は PLS により、借手が行うプロジェクトそのものの事業リスクを抱える契約になっていることや、イスラム規範（シャリア）を遵守できない場合、預金者から見放されるリスク（displacement risk と呼ばれている）等、一般商業銀行に比べ、その収益構造は不確実性に晒されており、そのため、特有のリスク・不確実性をカバーする収益（レント）を必要とするという仮説を立てている。

イスラム銀行の（捕捉すべき）スプレッド・マージン = リスク調整後期待収益 + 超過収益

一般商業銀行に比べ、高いリスク・不確実性に対応するための超過収益を「イスラム・バンクレント」と定義し、新しい概念として提案している[発表論文]。査読者からは論文の独創性を評価されている。

上記イスラム・バンクレントを巡る萌芽的研究[発表論文]では、PLS に基づく損失をイスラム銀行は時折抱えることがあるが、預金者とは損失を分担できず、銀行において償却を余儀なくされているのではないかとの仮説を立てた。その償却コストを捻出するために、一定のレントを確保する合理性がイスラム銀行にはあり、反面、リスクに見合った収益が期待できない状況では、リスクをとることに極めて慎重になっている - ムラバハ症候群 - ことが窺えた。この仮説を更に検証するために、インドネシア、マレーシア、パキスタン、湾岸諸国のイスラム銀行の収益構造分析に着手し、より構造的・普遍的な傾向を指摘したいと考えている。平成 27-29 年度科学研究費基盤研究(C)「イスラム・バンクレント理論構築とムラバハ症候群の制度的解釈」(15K03374)にて引き続き研究を進める予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 6 件)

Suzuki Yasushi and Sohrab Uddin, 2015. Recent Trends in Islamic Banks' Lending Modes in Bangladesh: An Evaluation, *Journal of Islamic Accounting and Business Research*, Vol. 7, No. 1,印刷中,査読有

Suzuki Yasushi and Md. Dulal Miah, 2014. Preface to THE FUTURE OF ISLAMIC BANKING, *International Journal of Financial Services Management*, Vol. 7, No.3/4, pp. 173-6, 査読無
<http://www.inderscience.com/info/inarticletoch.php?jcode=ijfsm&year=2014&vol=7&issue=3/4>

Suzuki Yasushi and Sohrab Uddin, 2014. Islamic Bank Rent: A case study of Islamic banking in Bangladesh, *International Journal of Islamic and Middle Eastern Finance and Management*, Vol. 7, No. 2, pp. 170-181, 査読有
DOI: 10.1108/IMEFM-11-2013-0119

Suzuki Yasushi, 2014. Islamic Economic Ethics and Japanese Traditional Business Ethics, *Ritsumeikan International Affairs*, Vol. 12, pp. 83-100, 査読無
http://www.ritsumei.ac.jp/acd/re/k-rsc/ras/04_publications/ria_en/12_05.pdf

Suzuki Yasushi, Munim Barai and Sohrab Uddin, 2013. Islamic Banking and the Grameen Mode of Microcredit in Bangladesh: An Institutional Comparison, *Contemporary South Asia*, Vol. 21, No.4, pp. 413-28, 査読有
DOI: 10.1080/09584935.2013.856378

Suzuki Yasushi, 2013. A Post-Keynesian Perspective on Islamic Prohibition of Gharar, *International Journal of Islamic and Middle Eastern Finance and Management*, Vol. 6, No.3, pp. 200-10, 査読有
DOI: 10.1108/IMEFM-Sep-2012-0086

〔学会発表〕(計9件)

鈴木 泰、イスラムにおけるリバー、ガール禁止原則に対する異端経済系からの考察：「経済の金融化」を乗り越えることに向けて、日本金融学会 2015 年度春季大会、2015 年 5 月 16 日、東京経済大学（東京都国分寺市）

Suzuki Yasushi, Heterodox Perspectives on Islamic Principles, First International Conference on Shari'ah Oriented Public Policy in Islamic Economic System (ICOSOPP) 2015, 2015 年 3 月 30 日、アチェ（インドネシア）

Suzuki Yasushi, Reciprocators' Dilemma: Making sense of the underdevelopment of Islamic microfinance: An Inquiry into Islamic Altruism and Reciprocity, The 12th Asia Pacific Conference, 2014 年 11 月 2 日、立命館アジア太平洋大学（大分県別府市）

Suzuki Yasushi, Towards Future of Islamic Finance, The 10th Shariah Economics at

Seminar, Expo and Campaign (SEASON) on Islamic Political Economy, 2014 年 9 月 13 日、ボゴール農業大学（ボゴール、インドネシア）

Suzuki Yasushi, A new conceptualization of Islamic bank rent, Public Lecture at Universitas Indonesia, 2014 年 2 月 3 日、インドネシア大学（西ジャワ、インドネシア）

Suzuki Yasushi and Sohrab Uddin, Non-Banking Activities of Commercial Banks under Financial Deregulation in Developing Countries: Evidence of Market Failure from the Banking Sector of Bangladesh, Taiwan Education Research Association & Pacific Rim Objective Measurement Symposium 2013 (TERA&PROMS2013), 2013 年 8 月 4 日、国立中山大学（高雄、台湾）

Suzuki Yasushi, The Murabaha Syndrome, Studium General at Institut Agama Islam Negeri (IAIN) Antasari, Banjarmasin, 2013 年 6 月 28 日、バンジャルマシン（インドネシア）

Suzuki Yasushi, A Post-Keynesian Perspective on Islamic Prohibition of Gharar, "Islamic Banking Research Forum" (Forum Riset Perbankan Syariah/FRPS) VI, 2013 年 6 月 27 日、バンジャルマシン（インドネシア）

Suzuki Yasushi and Sohrab Uddin, Concentration and Competition in the Banking Sector of Bangladesh: An Empirical Investigation, 日本金融学会西日本部会、2012 年 9 月 15 日、北九州市立大学（福岡県北九州市）

〔図書〕(計2件)

Andrew C. Worthington, Nova Science Publishers Inc., *Contemporary Issues in Islamic Finance: Principles, Progress and Prospects*, 2014, 219 (97-108) (第7章 with Md. Nurul Kabir),
https://www.novapublishers.com/catalog/product_info.php?products_id=47413&osCsid=604e1b70dfbaa0d4205885478baf09dd

鈴木 泰、晃洋書房、日本の立ち位置を考える：制度政治経済哲学へのステップ、2012、170（第4章にてイスラム金融仲介様式について論述）

〔産業財産権〕
出願状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：

番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

<http://researcher.apu.ac.jp/Profiles/5/0000431/the ses.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

鈴木 泰 (SUZUKI, Yasushi)
立命館アジア太平洋大学・国際経営学部・
教授
研究者番号：00350752

(2) 研究分担者 なし

()

研究者番号：

(3) 連携研究者 なし

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

Sohrab Uddin, バングラデシュ・
チッタゴン大学・准教授

Md.Dulal Miah, オマーン・ニズワ大学・
准教授

Suminto Sastroswito, インドネシア・
大蔵省イスラム金融局・局長

Sigit Pramono, インドネシア・イスラム
経済研究所・教授